

○八女市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年12月1日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 法第115条の45第1項第1号の事業として次に掲げる事業

ア 第1号訪問事業

イ 第1号通所事業

ウ 第1号生活支援事業

エ 第1号介護予防支援事業

(2) 法第115条の45第1項第2号の事業として次に掲げる事業

ア 介護予防把握事業

- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の利用手続)

第5条 居宅要支援被保険者等は、第1号事業を利用しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

3 前2項のほか、総合事業の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(第1号事業支給費の額)

第6条 居宅要支援被保険者等が法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業(以下「指定第1号事業」という。)を利用した場合における当該第1号事業に要した費用の額(以下「第1号事業支給費用基準額」という。)は、省令で定めるところにより算定する額とする。

2 市長が法第115条の45の3第3項に基づき、指定第1号事業を利用した居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者に支払う指定第1号事業支給費の額は、第1号事業支給費用基準額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額とする。

(1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90(政令第29条の2第1項の規定による所得の額が同条第2項に規定する額以上である居宅要支援被保険者等にあつては、100分の80)

(2) 第1号介護予防支援事業 100分の100

(利用者負担額)

第7条 指定第1号事業のうち、第1号訪問事業及び第1号通所事業を利用した居宅要支援被保険者等が支払う当該第1号事業に要した費用に係る利用者負担額は、第1号事業支給費用基準額の100分の10(政令第29条の2第1項の規定による所得の額が同条第2項に規定する額以上である居宅要支援被保険者等にあつては、100分の20)に相当する額とする。

(支給限度額)

第8条 省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者に係る第1号事業支給費の支給限度額は、要支援認定により要支援1と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者の心身の状況等により、市長が特に必要と認めた場合は、前項中「要支援1」とあるのは「要支援2」と読み替えることができる。

(高額第1号事業支給費)

第9条 市長は、居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業の利用者負担額が著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額第1号事業支給費」という。）を支給する。

2 前項に規定する高額第1号事業支給費の支給については、政令第29条の2の2の規定を準用する。この場合において、同条中「法第61条第1項に規定する政令で定めるところにより算定した額」とあるのは「高額第1号事業支給費」と、「居宅要支援被保険者」とあるのは「居宅要支援被保険者等」と、「介護予防サービス」とあるのは「第1号事業」と読み替えるものとする。

(高額医療合算第1号事業支給費)

第10条 市長は、居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業の利用者負担額（前条第1項の高額第1号事業支給費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者等に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額医療合算第1号事業支給費」という。）を支給する。

2 前項に規定する高額医療合算第1号事業支給費の支給については、政令第29条の3の規定を準用する。この場合において、同条中「法第61条の2第1項に

規定する政令で定める額」とあるのは「高額医療合算第1号事業支給費」と、「要支援被保険者」とあるのは「居宅要支援被保険者等」と、「介護予防サービス」とあるのは「第1号事業」と読み替えるものとする。

(指定事業者の指定)

第11条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、指定第1号事業所(指定・更新)申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の5第1項の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 当該申請に係る事業所が、八女市以外の市町村に所在し、当該所在地の市町村から指定を受けていないとき。
- (3) 申請者が、八女市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(平成28年12月1日決裁)に定める基準に従って適切に指定第1号事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 当該申請に係る法人の役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 当該申請に係る法人の役員等が、政令第35条の2及び第35条の3各号に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、保険料等(法第70条第2項第5号の3の保険料等をいう。以下この号において同じ。)について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第5章第2節から第8節までの規定のうち指定の取消しに係る規定又は第115条の45の9の規定により指定を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88条)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しな

い者を含む。) であるとき。

(8) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(9) 申請者が、当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

3 市長は、法第115条の45の5第1項の申請があった場合において、本市の区域において提供される第1号事業の量が八女市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る当該第1号事業の見込量に既に達している場合、当該指定によってこれを超えることになると認められる場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じるおそれがあると認められる場合は、指定をしないことができる。

4 市長は、法第115条の45の5第1項の指定を行うに当たっては、第1号事業の適切な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる。

(指定の更新)

第12条 法第115条の45の6の規定による申請は、指定第1号事業所(指定・更新)申請書により行うものとする。

2 省令第140条の63の7の市が定める期間は、6年以内とする。

(変更の届出等)

第13条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、指定第1号事業所変更届(様式第2号)により市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を休止若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止する場合にあつては1月前までに、再開する場合にあつては10日以内に、指定第1号事業所廃止・休止・再開届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第14条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取

り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、当該指定事業者にその旨を通知するものとする。

(事業の委託)

第15条 法第115条の47第4項の規定による総合事業の実施の委託に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補助)

第16条 居宅要支援被保険者等に対し総合事業を行う者に対する補助に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指導及び監査)

第17条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者、第15条の規定による委託を受けて総合事業を実施する者及び前条の規定による補助を受けて総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

2 前項の指導及び監査について必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

# 八女市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

様式第1号(第11条、第12条関係)

受付番号

指定第1号事業所(指定・更新)申請書

年 月 日

八女市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に係る(指定・更新)を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号

申請者	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 — )				
		(ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種類別			法人所轄庁		
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ			生年月日	
		氏名				
代表者の住所	(郵便番号 — )					
	(ビルの名称等)					
指定を受けようとする事業所	事業所等の所在地	(郵便番号 — )				
	(ビルの名称等)					
	事業の種類	実施事業	指定の申請をする事業の開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式	
	介護予防訪問介護相当サービス					
	介護予防通所介護相当サービス					
	介護保険事業所番号	(既に指定を受けている場合)				
指定を受けている他市町村名						

- 備考
- 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記入しないでください。
  - 「法人の種類別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
  - 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
  - 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものを含めて、該当する欄に「○」を記入してください。
  - 「指定の申請をする事業の開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
  - 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、八女市による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
  - 介護予防通所介護事業所又は介護予防訪問介護事業所の指定を受けていた事業所については、「介護保険事業所番号」欄に当該事業所番号を記入してください。

# 八女市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

様式第2号（第13条関係）

## 指定第1号事業所変更届

年 月 日

八女市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号								
指定内容を変更した 事業所 (施設)	名称									
	所在地									
サービスの種類										
変更があった事項					変更の内容					
1	事業所の名称及び所在地				(変更前)					
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地									
3	代表者の氏名、住所及び職名									
4	定款・寄付行為等及び登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）									
5	事業所の建物の構造及び設備の概要等									
6	事業所の管理者の氏名及び住所				(変更後)					
7	運営規程									
8	第1号事業支給費の請求に関する事項									
9	役員の氏名及び住所									
10	その他									
変 更 年 月 日					年 月 日					

- 備考 1 該当項目に○を付してください。
- 2 添付する書類を別紙の「第1号事業変更届チェックリスト」により確認の上、当該チェックリストとともに添付してください。



# 八女市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

様式第3号（第13条関係）

## 指定第1号事業所 廃止・休止・再開届出書

年 月 日

八女市長

所在地

事業者名称

印

代表者氏名

次のとおり事業の（廃止・休止・再開）をしましたので届け出ます。

	介護保険事業者番号										
廃止・休止・再開する事業所	名称										
	所在地										
サービスの種類											
廃止・休止・再開の別	廃止・休止・再開										
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日										
休止・廃止した理由											
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)											
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日										

備考 事業の再開に係る届出にあっては、介護保険法施行規則に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

## 八女市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

様式第1号（第11条、第12条関係）

様式第2号（第13条関係）

様式第3号（第13条関係）